諸德當用集 上

ヲ 3
6905
1

分類 了ほ
番号 439 (3)
通番

序

徒の要い物毎にあるべんを和歌
しるべ山津もあるく色紙好してそ
あしうるど問はあをば和歌
ひうるるるや礼はあるべしば上中
下衆部をうる色 ばうるど賊茶へ刈
猟方あるべし起呑るとふしるる

門ワ 3
6905
1

49-2631

正しくうるはしくべ要ものいつてどし
く正しき善事はきりぐるあり来
きたる誠義礼は義の業ぶしあるを
礼は神をうをひくを強ぐ知ぐるうり
とを人をあるひ知きること大切はして
を独と情を見ぬ出あるん
う

大意

凡諸侯頒方は上下百民日く夜く起居よ法ものも成り
そあるつあるこ出をあり物毎よ不和合あるこきを人と
相こうを人よづ知ることるも我身よ対する信礼を云は
先くの品とうち物毎よ法こ礼を法しを成の
分沿と知ることを第一あり頒方は三居をの法をうと相く
しく百年あつふ信をもそもくのよ品をと
世ぐ世べ人茶ふく家あるぐうを人出をきりを
うるるこく多しいづもむつりうぬこるをこを成の
分のるをあるうよんはくあるひる品あるをゆこよ出れるる
こるもをあるとるこどしてさあうんとくあるめを
月見てんをとるうをあるさう称ぐんはあべ上れるこは

平生ごとに礼をもてなさるゆへ万人のうやまひ
をうけ給ふものなり素くの人に敬ふ心ざしゆへ
そのことふるまひ人と口論一或い親ものと変じて人の
恨とあるべき恨とおもふべきうらみ礼を強ひ侮初のゆ
ゑを礼をもてなさるべきものづからうらみもなく家をあらぐく
俗ぞく神仏の加護もそひくるべく孫ぐ代ぐもうんぎあう
そびそこなあのをしるべき利

諸家當用集巻之上

目録

一 礼法三流の次第　五丁目
一 書札家の次第　同
一 人倫礼式の次第　同
一 月並礼式の次第　七丁目
一 日待月待の次第　十丁目
一 云板の次第　十一丁目
一 進物の次第　十三丁目
一 人間定式大礼の作法十二ヶ條　十四丁目
一 懐妊帯の祝ひのつゞき　十五丁目
一 誕生のつゞき

一 糸の次第　十五丁目
一 喰物の次第　同
一 盤盃の次第　十六丁目
一 袴の次第　同
一 元服の次第　十七丁目
一 歯黑物の次第　同
一 婚礼の次第　十八丁目
一 神酒の次第　十九丁目
一 家督の次第　同
一 葬礼の次第　二十丁目
　　六十二ケ條
一 左補師の次第　同

一 六藝の次第　附碁書画　二十一丁目
一 鉄砲の次第　二十三丁目
一 香炉の次第　二十四丁目
一 茶湯の次第　二十六丁目
一 鞠の次第　二十九丁目
一 能の次第　三十丁目
一 花の次第　三十一丁目
一 服忌の次第　三十二丁目
一 佛事の次第　三十四丁目
一 十二月吳服の次第　三十五丁目
　　以上三十條ケ條

諸礼當用集巻之上

礼法二流之次第

一 今川家　小笠原家　伊勢家　此三流の和よ法礼家古来
和〻者ら流ハそれ〻流あり其家〻の始系伝来ハ一
流学びはく後よ法免状の上あるべくいみぢらよ系譜伝業の
次第出あるべかるべ古来ハ三儀一統集
よりて多ら今川古系古文氏類　小笠系兵庫助長秀　伊勢
武義吉　海忠元法礼の三家あり系譜古来と異と親族
つらぐふ始めくハおく完ものうをみとつへどを古家万端を
えてあるものとんはみぢらよ流系と偏とべうどうあり

書札書法礼式の次第

一 書札家の伝系りくハ礼家ようれ伝ようべ〻号家四ら久保

やう武家やうあるべし出札家にはべりて委しくそを門に入べく
俗家系図と名附べしはかべしはかべしと書とるものあり
太出札の次第は末の出は當用のものにあるべし作らなり

人倫礼式の次第

一 もし人にあり家来にあるを告礼義とこうつ友は徐来出来
ざるあるを人に告人を法あるよ礼あり年二人に法もむるよ
礼あるこに人に志をあるあり親子にそを同しんはあるを
かの家を始め一家一類よあるをそもくふ礼義正當
法しむる家人らの事あるあり多くそのいそこけ多
ざるあるよざうさのこ法をしんと俗よ北人にいふあるの
ふうをそ法あり

一 家にあるべきあり人を法うふ人は先身の分沼をあるてん
よはざうとせざと知毎よはるをあるひはそれて祇佛
と知ざを先祖の冥加とうをそ沼して物ふうをくも家
所と法しをくをあるぐもいるべしてをかをあり祇
あり人はるくあるを礼義とあり男女にを同しんはあるら
法んあり

一 家来にあるべきは所とを人よ法をせうをうへは行身も私よ
ふあるべるを家のを人のはるくとうく法をうく同く
法をくよ大切よ法をそをしく法分をくを身とあるべし
くを切とをふるやうよんはあるるを礼義あり小者下女よいるを
当をくを礼義正しくをそはあるをあるをんをあるものを礼義あるべ
人と名をべきものあるあるぬとあるあり

一 親子兄弟礼義あるとをを当をくん安べきのあるをやう有親は

子とんこうこうつせめゆう約束てぶぶひふとう義、
子は親とうやきひくうり初ふを立ぶう物ひ家んり
ふつとくく言祭うへ〜或は親をあくくく物いをぬ
やうもづく物毎うちづくよこ〜ひへはく〜むもこ

一 夫婦の礼義は物て〜まひうくんのとぶくのあれやうま
人の好ざうりは家を好ざうるものしんぼうひみ信よ部分とい
ものくく人のいうむりとは初てといふ忠恕の石義一あり

一 兄弟の礼義兄よは親は義ようやきひはるべ〜兄は義と
子とや〜あづ〜くまあづべ〜

一 伯父姨の礼義大て親は義あるべ〜又ても母てもは
義あり

一 聘義の礼義うやはふて〜ちを拈慈祖父の礼ふをへは

義みく〜くまうあざ〜と義とて〜は親よりうどとあり兄

一 色の結義あるふ聘ふを同義あとうう義利合正しくを
屋〜聘の義子とび義てぶ信ふて〜は毒子といぶれくや
〜あひてぶうぶ〜くまんはあるべ〜

一 頭は主人は組はまうる人礼義のてそは方夫婦の間の礼
みくれるふむもち〜く物やうあ〜く義と仏く約義ぶ
〜くあるべ〜

一 宿場は家の礼義のは毎月は組よみるべてとへぶを信
家くは信うは物信〜〜法分きとしくまにみるべてとこ
主君義言祭義あよいうきうぶ信うは法〜〜うやはふて
義一あり信ふを七家武士あ
主家礼義のはあみくも主中下の次義みるべ

先うやまつてあるべし門前まつて式盃もちぐも出生所家業
門〳〵へ毎年家の内へ家の内へ家の内へ方おし〳〵ひ年より表立を家の
例ひ年より表ほふ新とめさて太のひざ出張より盃をもちうね
盃より接拶とべ〳〵名ぶまつて同下のひ年と立をのんぐう
みつ〳〵仰也みくもお盃よあるべ〳〵

月並礼式之次第

正月鏡餅祝の事

一 神佛 蓋よのせぐうをそなへべ〳〵
一 先祖 ぐうはそひやーさぐと
一 親 但小社者相応式八合張徳米を
一 師匠 用ひべ〳〵多用より盃べ
一 宿坊 用ひ

一 家業 用ひ
太兵衛時分の松月に開祝つてこの三ヶ月以後ありり日日うり十五日
ゆぐのうち家くの表例より住とべ〳〵
一 出先縄の事
七五三〳〵出初〳〵と七箇五箇三箇より名〳〵住立うと又辻子
ぐよ不浄とうるぐ所よ一五三より住立引盃しいつと
一 正月飾縄より七五三よあい立うと引年と紙おく住べ
但十二所より住〳〵
一 門松より三重の松五りんぐうまつよ竹一本そへ下より本の松
三ぐうちうく縄みくゆひ門のたうより立三本より引立うとべ
七五三より住立〳〵
一 ゑび 栂子 昆布 うう白 ゆづう葉 橙 かぐう

仕七ヶ所と紙より使くて長さ一尺或は二尺みくもとへく
七ヶ所縄の末より結付重べし
一 年徳棚のうぶりも七ヶ所仕ふる棚の四角よみどりまつ
色中あと色切上ヶ年色べし 潤くの色よハわかゆづる
紙四年紙とそつく結び付るなり
一 蓬葉のうぶりもの
ヶ所の年棚の次第次の冊よくうつく志ゆへ家
よ畧とあり
一 正月年改の礼ハ元日の門よみべし 元日二日三日七日
十ヶ日と初春の三ヶ日とつかるなり
一 二月朔日十ヶ日廿八日月次の礼日なり但当時ハ廿八日用
ゆ方も用ひる方もあ毎月月次

一 三月三日上巳の節句なり
一 四月朔日更衣なり
一 五月五日菖蒲節句とつかる
一 六月十六日嘉祥とひく大門ハ法低てあむ〳〵嘉祥
年中の先ぐ為さ例よりうく今ハ法ひあるとこ
一 七月七日七夕とつかる十ヶ日と中元とこ云
一 八月朔日朔日節句を人所五て別る礼義を法とむる
日なり廿日大門八国東より御方御馬ハ名歌あり十ヶ日月
月とくくをなりづきのいとと業歌を廿日の朔ハ五節句
なり
一 九月九日重陽菊の節句とこ
一 十月亥子とつかる亥子をあくるなり

一十一月ハ五節句ハ五月ハ菖蒲節句ハ
十五日ハ但十五日ハ重日ハ赤飯
一十二月十三日年始ハ家例ハ
ハ日ハ家ハ人公日多し
一又ハ白ハ正月七日　三月三日　五月五日　七月七日
九月九日
一武日ハ年
年頭ハ元日ハ勿論毎月朔日十五日ハ朔日の
武日ハ廿八日ハ武日ハ始ハ毎月ハ
ハ月始の

一月始ハ正月ハ九月ハ月初月始ハ清浄ハ
ハ菖蒲ハ菖蒲ハ或ハ書ハ家門安全
人教ハ学ハ行ハ例ハ
ハ月毎の十五日ハ
ハ大晦日ハ
一月始次第
十五日ハ　重日ハ
十六日ハ　不知夜ハ
十七日ハ　立春ハ
十八日ハ　居ハ
十九日ハ　子ハ

廿日と　ふを結ぶ　つつ
太の色いひ結ぐう或は廿三夜廿六夜ゝゝ搭別より結、
ゝゝゝゝゝゝ人ゝのゝ結せ結んつぐうみべゝ
日月結出家は袈裟を或は天台真言宗の行教正の結ぶたて
のゝゝく宣ゝゝゝゝゝゝ

一 きえ色みえ〳〵

一 素袍のゝ

町方みな〳〵きぬぬのゝ仕立ばかりやうのゝ色いろ

役人みな〳〵きぬ〳〵拾ぬのゝ

一 長上下のゝ

ちやうと町みな〳〵黒羽ばかりの素袍のごと

一 賀斗目のゝ

色きぬ〳〵ひろきよう用ひどと素袍きて長上下のゝ紋黒羽

侍ハ半上下みなも黒羽ばかりとてしみ

一 織物〳〵小袖〳〵ゝ

ちやうも町方みな〳〵黒羽みえぬゝ

一 白小袖のゝ

女中方いそぐつきいたみなもも白むくゝゝ位階ある人ハ白

〳〵と白むくとべ下ゝみなと用ひどゆゝく町人ハ於更ゝ

一 波小袖のゝ

一 紋付或ハ小そん紋付ゝ〳〵黒羽ばかり

一 袴のゝ

二月初ゝより九月八日ゝまゝ

一 羽織物のゝ

五月初ゝより月ゝまゝ

一 帷子のゝ

五月ゝより八月晦ゝまゝより九月ハ初ゝより袴ゝ〳〵月分

麻ぐゝゝまゝハ絹入ゝ

一 帯のゝ

一 ゆりものハ色みどり〳〵但女中ハ格別なり
一 笠袋のゝ
一 ゆりものゝ小用ゆべし〳〵但日と用物なり
一 衣ゝ淡色青西方のゝ〳〵
一 かちん 花色 浅黄 紅黄 色々のゆ青ゝ用ゆ
一 袈色 紫づきのゝ 青西ゝ用ゆ
一 うづきのゝ
一 女中方青西ゝゝゆ黄用なり
一 綿ゝ〳〵のゝ
一 日人日ゝ
一 花のゝ〳〵のゝ
一 髪切の女中 尼方青西ゝゝゆ黄用なり色ハ浅黄ゆ式ゝ

一 色ゝ用ゆきのゝ
一 俗尼のゆハ用ひざゝゝのあり但俗なくも髪切ハ用ひゝゝ
ゝゝど
一 頭巾のゝ
一 老人の俗尼或ハ髪切の老人などハゝゝゝ髪ゆ
人ハ白色を用ひど
一 小袖の色目ハゆくみどゝ〳〵多き赤黄と
一 衣裳ゝゝゆゝゝ色目ゝゝゝゝゝゝ書 黄 紅 白黒ハ
ゆゝゝゝ色〳〵 織物の色目を用ゆんハ但ゆり物と淡
ゝゝゝハ織物と上方ゝ色ゝゝゝゝゝ茶ハ下ゝゝゝ色
て色ゝゝ〳〵 裾袖ハ色〳〵みゝゝゝゝゝゝ又ゝゝゝ折ゝ時
写ゝゝゝ〳〵

一 色物元色のもの
一 四月年玉ほか沼おうよみべし
一 三月長白髪の緒 指者
一 五月長白ちまき 同
一 七月七夕そうめん
一 同十五日 刺鯖 蓮の飯
一 八月朔日 萩の花 生姜 親 隣五 美濃 味噌
一 九月長白 栗 赤飯と美一献
一 指月 累美 指者上下小袖 綿ぬぐを
一 五月五日 お意ものの
一 長白長寿 同

一 誕生七夜の祝儀もの 産元或ハむつき
一 元服 指者或ハちり袋ぬぐそく
一 嗜 初 俳 指者
一 聟 嫁 赤飯 指者ちり袋ぬぐ
一 元服 上下 引物 ぬぐそく 或ハ指者
一 婚礼 ぬぐよ意ぬぐく
一 法 移 ぬぐそく
一 宅 智 指者そく
一 年賀 指者一指ぬぐもり見合べし
一 祝 五 五十 六十一 七十 八十八 九十
一 上 拵 指者杖 但杖ハ八十
人ようぬぐ五べし 引物ぬぐを
指者 俳 赤飯ぬぐを

一 養子　分限よりはせいたうあるべし
一 入流　同じ扶持にてくれるべし
一 太祝儀物　魚　鳥　樽　紙　元服　産物　友もの
帯　綿　のし　こぶ　金銀あるべし
酒　茶　昆布　赤飯　強肴　粽
吉凶に用る物くさ
ものむし菓子干菓子くぐるのこん　破糧あぐ

人間定式大礼くさ次第

懐妊帯の祝儀のもの
懐妊の人五月目より帯をかの白絹八尺或箱に折よ角にて
男女の被ものし女房侍従女の手にてもぐ

よふくきろくへ白くあるよ強びはさきにぐくあるくる五
ものし外の帯をとるのりけ白絹の帯に元結のとれよ強黄
小波のえんこうの小紋よいくしに生産のきさよきせるものあり
の先い結の形多い結の形あり黄ぐくしに金銀の箭刀
てはくくしのこうよりの小紋とつふけるへ口偽あるべし此帯
いくさびあんどのひくくちに古来あるくくあり
誕生のもの
一 産屋より沼沢杉沼とつて日とさぐむることのあり出生の子男
女よりくぐと親ものいくくあり
なぶあくくもくあるものあり物を七夜のうちは殺を
屠し但七夜の内ものくも七夜の祝宴しつのあり
元参りのもの

一男子産まれば生まれる日より二十一日めより女子産まれば三十二日めより五日の産神乳母いだく産婦はみな白きものをきるべし産後の湯小豆粥をもるべし分娩より産物或いは家の例にしたがうもあるべし五日の産神祭もいでくて神をいわう祭もいでくて神をもおもてなしの産物をもるべし扱内にしたがう家にしたがうべし

一男女ともに生まれてより百二十日目のうしあしとなりぬれば女子男子の親中ひとしく男子は男の親中ひとしく一家のうちにてもひとしく夫婦とあるべきなり

一やしなわるひめうは男は右のひざ女は右のひざの上に置く猪と

一猪の次第は合はるるもの汁は雑煮に青はるるごとく右のごとく

梅がゝ又は中よりもめるを石にて焼き居て右の方に引かれたる

猪は居て猪の右の方へ出し中に又置きて女猪の上に組合

てをとり給し

一くれぬうは飯と三こし汁はのまぜ一品づゝとしてとどめ

次に婦人ときむてのくに三若男子の山ごぼう実の両親お

ときまる子は法さ雑煮吸物ふく祝ひの親のくにまさし

子ども養親くさしてそれとも実の親さしもあるべきもふく

納めてくるもあり又かの三ふく酒のりもるべし

髪切の事

一男女とも三才の十一月十五日あるいは吉日を撰び沐浴
斬髪べしうぶすなの儀式九の一日より七日いづれも
沐浴あるべき事なり髪結ひ終て後その後
とばりのひもいろ〳〵孫ゑ新ばくうづくべし先氏神次産神
乳母いぬ〳〵ばくべし〳〵産婆吸物或は赤飯後飯
沐浴〳〵てうち寄祝ふものゝ女子はいぶしをうづき初るべし
祷者のゆ

一男子五才の正月吉日吉辰を撰ひて祝宴をなすべし祷者
の親〳〵一門のうち世話ある人の仕合ひ人をあつむるものゝ
其外やうを家の故付うる森上ゆ小袖ゆ〳〵をそなへ
ものゝ又親子ゆうをうつゆ親ても祝儀に出るものをそな
へ〳〵をおいづをを分ひ給はるべし出をとかうして

異者よいうゆうとあるべし
一祷をせゆうへをゆと出女の方よ白せくをゆ人に先氏神
よ白ゆうゆ〳〵くをぬ者せ者こをうたの見うき
べ〳〵をゆうゆ氏神産神ゆ白ゆの親に乃みて産
ゆうゆくをゆ吸物ゆ〳〵をべ〳〵ゆうの時の吸物
者大方正月組をのべ〳〵
えぼし
一男子十五才の十一月十五日吉辰を撰ひて元服をなす式
ゆのむをとゆ者〳〵親〳〵をいゆうゆ先をえぼし親の家ゆき
前髪をゆべ〳〵山橋乃ゆ七色と等よへうゆく第ゆのく
髪とゆと次男ゆ産ゆく男子と事よ白せをゆ〳〵親
を白ひゆくちを本をゆゆ髪とを元物を後ゆ元ゆ有

かくそうふくそをかくそせうしべし四方髪のんよりの時はあ方
のびんとうそ紙はよそうアあうり扱猪手へ引分沢おきるよ小袖上
ちう紙をうく弁当へ出ふとし吸ものの青みくをごしみべし
一忌ゞ親の方うつくつくスそ又母しそ紙親一所よ吸物り
く紙てあべし委しくはちもと書と

圓忌物のり

一女子十三家の去吉月吉日白長とをしひう孫付親と書
そ日の時那うべひくさし清よ内ゝ弁当紙あくるう孫付親夫
婦し一所よ弁当出る女の方へ白ひうふ下ちくう孫付ろ
と家あとそしそ紙母の親ゞうとをみうゆ神の方へ白ひた
ゞよ忌ちゆくみくう孫ちくうそうりそとう物をうく
ゞ方は男ふくも歯とそ先ちくち忌みてしうべし

一孫付物の後本親孫親そ子一所よ弁当へ出祝儀の意ゞく
あべし忌ちそ方うう指青或は小袖巻物及もの給ふく
をおきよ祝儀物をゆうみべし

婚礼のり

一縁女伝系娘むこ伝ゞしの子方清ん上ふく嫁人の
さしよ内ゝ吉月吉日とをしひ結納の祝儀もの指青小袖
巻物帯及物織物を和金紙和分沢よ無ゞ五給巻ゞふ
とそ紙よう先の方あ親ゞ家本をもおきよ巻とべし
一ふ先むこの方へふ付分の祝ひうはふくて多ゆへちよ暑
とそ先ち人の分沢おきよ弁当ゆひみべし
一意の次月ち先へうめうそ紙むこ方ちのく文ゆ後は舞
うう嫁へとそ次月本式三朝は猪ゞ敬ゞ暑儀ゆを猪ゞべし

一 吉ハ古笠二枚ありの内ハ上ハ紙ハ嫁かゝ也こゝ
の〻聟さと二枚同ハ聟加くゝ内ふこゝの〻ゝ
ゝ也古ハ古笠一枚ハ納ル扱二枚同ハ又嫁加くゝ
こゝの〻聟さと吉聟ハ納ル砂の内ハ
紙ハ口伽あるべし

一 器笠ハ一生ハ一家聟嫁ハ女房嫁人形
並ハ三ゝ也吉の色〻ハこゝ吉の彩色ハ内ハ紙の人言
ゝ内ハ合〻内の上ハの人さと又こゝ内合〻ハ也ゝ内ハ
ハ色ゝ也嫁ハ聟ハ内ハ者ハ色〻
吉吉ハ事ハの人言紙〻二枚めの彩色ハ言紙内ハ人
ゝ也こゝ内の〻〻仏前の〻ゝ内の人さと隠〻ハ内ハ
色〻〻也吉むと言〻ハ内ハ者さと内ハ言〻ハ結びあ

吉ハ内ハ〻〻次ハ内ハ上ハ色ハ上ハ内ハ紙ハ人ハ内ハ
吉ハ内ハ〻〻こゝ内の〻〻ゝ前の〻〻ゝ内ハ内ハ
事ハ内ハ〻紙ハ内ハ上ハの人彩色と内ハ色〻
ハ人ハ内ハ紙ハ内ハ口伽の内ハ人ハ内ハ内ハ
ハ〻〻

神也の内

一 神前〻ハ男女〻ハ十六歳の六月十六日ハ
内ハ〻ハ内ハ神前伽〻ハ内ハ
ハ〻ハ人ハ親乳母〻ハ内ハ
ハ〻〻ハ物ハ〻吉〻〻〻ハ
〻〻ハ〻〻ハ小神と〻〻ハ月と結ハ〻〻
武仏法ハ〻〻〻次ハ内ハ人の従者〻〻ハ内ハ家方ハ

家督のこと

一親の後を受て家督を嗣ぐ人ゆゑ大切なれ共先祖より伝る人ゆゑ大切なれ共物のこゝを先々の格式よろしく新親のこゝろ信仰ありたし

一祝ひの日吉日とえらひ吉凶もそなへ招客して一家一族或ハ家来の家来まで物のれを分ち祝ふ為ゆゑ一家一族或ハ家来の家来まで物ゆゑ酒肴を設け賓客酒宴あるべし一ゆゑの時を祝ひ盛るものゆゑ十倍ゆゑ返礼をなしいつくん出ゆゑ意をふるて礼ありてこゝろ安ごんはあるべし

一氏神参詣をなす日ゆゑ家の先祖の墓所参詣てしい家の例ゆゑ仏ゆゑ教ゆゑ也ぬ事ゆゑ

一葬儀のこと

一人ゆゑ人せぎゆゑ命の色ゆゑ沐浴ゆゑ法ハ比丘ゆゑ

ゆゑ人ゆゑ家の例あるべし是ハ色色して夜ゆゑ人ゆゑ人ゆゑ式ハ儀ゆゑ

色ゆゑ出ゆゑ出ゆゑ出

一 壺一瓶家の方式にあるべし一瓶の花を入れ事
を上る袋瓶あるを又上るあるを好次第べし
一 掛書院壺瓶を押るべくあるを又家にあるべを
くも上るべし
一 家の内を主とあるの花宮家にあるべとなり
一 家ごとに一瓶に三瓶に五瓶式の時宜に一瓶に
一瓶或は生花にて但無物の新草或は五
物にあらべ花にてもよし一瓶ゆうに花にあるも少
家少家にて家畧家にあるべし
一 壺瓶掛やうに上る時は香炉掛の時は脇の物多
のせ又は書物にて下の板に新草花又は花にあるべし
古色を時好にあるべし

一 掛書院に上るべき猪板に古色にて但畧儀にあり
仕るべし壺瓶に五合ごとに五合
一 家ごとに書院の引家の後のうに家のうに
一 家二間に五花二瓶或は中に卓に香炉をとるに
五花二瓶を
一 武家に五花二瓶或は中に香炉ごとに香炉ごとも又は硯の物
ごとを形
一 一隅にて花生花或は板に花にて
一 模物一隅にて花又は新紙屏或は書物に
花のせるも
一 畳物一隅に脇に花に新紙屏第を移して五花にも花生に
竹或は鶴にあるべし古色にて八畳十畳十弐

ゑぐろの間の少在家をば古きと異と飾りてを
ゐるべきなどそれをとる者人仕分の長ハそれ
も色花ちらかべきを
一 相飾ハ初つを出ん抓板抓角裏ゐ
しく白ひ結も白ひ出ゐ色も古きハ白ひあるをとりとて合
せくをこの結を入ていとのあるを入くを長くしかゐをとの事
有りくんのりくをえてうものかくべし
右の和ゐを示くゐべしくをハ異しくゐるゐ
六義くゐ次第
一 礼ハ天下一統を上中下の示と物毎をひうちんとうやきひ已
と使ぐまやを初ゐ羽を別結れをあらざをべんはぐくし結
ゐハ方しんはあるべし意を出ちをとを及ぐるべし

一 楽ハ治ゐ代ゑぐたきと結ハくを日本ゐくむし蟹法ゐ
楽の紙と正しくをを内せゐひを紙とうをひるゐをひちをれ
結出ゐくし組子と合又びを琴とをくを別曼法とハ古きを
舞のをひるを舞楽しハ有り楽の家ハ堂上方ゐをそれく
を出仏事の家くあり地下ゐをを家ゐどくゐを義人ハ俗人を
ハくゐる
一 射ハ弓とハゐくを弓の始日本ゐくハ別天照皇神作せゐハく
神武より天皇ハ御を武芸第一の示ゐくむハをくを
古来をを作るをゐやを作ゐくゐみくハ黄帝の作せゐハく
ハくをくをくハ古きを異と
一 御ハ馬を乗をくをの御ゐハ武家方を乗るの石御を知ゐまて
活ハを人来ゐハくをゐくを異くゐる

一書ハ学問ハ第一ニ世間ハ
上下万民押渡テ書ベシ
一教ハ物の名ヲ第一ニ天文ハ地利ハ動
静ハ山川草木ハ人倫ハ鳥獣ハ
一琴ハ法ヲ第一ニ十二絃ハ
琴ハ法湯と白さゝ
しぐんよ白ひく打ゝれハ白
る巻人の法ハ手ハ出ゝ
くゝゝものゝ扨桑貫六も
一書ハものと出ゝ
一画ハ法とゝ
和歌
一歌ハ日本の大切ハ
世の中へ
一歌の玄序の法
天子の御玄次大臣

ゆへ聞伝名書物あと考くんあるべし

一地下の家ハ家ホ書ハ位牌と長形ハ文書料紙を
用ゆと称ス位牌ハ家ホ書ハ位牌と長形ハ文書の形ハ片ハ
のみ紙ハ用ゆるよいことなべし先年平安出ハ位牌とあり
ハ位牌清ひ清浄ハ位牌ハ名ハ書べし名ハ
家ハ上ハ位ハ一人家系の形ハ文書の形ハ片ハ
対牌中の牌紙と右ハ中ハ中ハ年ハ年ハ年ハ年ハ書ハ
を用ゆ後当ハの結期とハひらぶ或ハ切ぶ或ハ切ぶ
中ハ上ハの人ハ一枚家ハ料紙を切と一ハ
引ハ右ハ来ハの人の役ハ切べし書ハを引切ハ上ハ
の人ハ料紙切ハ中の方ハ二枚ハ中ハ二ハ折又
ハ折ひぶの方ハ紙ハ垂ハ位も同じ垂ハ

一位牌紙折ハ二ハ家ハ位ハ折ハ次家ハ二ハ
折ハ二ハ折ハ二ハ折ハ位牌紙結ハ位牌の出ハ出法の紀
ハ考ハ考べし

右の外ハ位ハ位ハ多ハ位ハ平人の家ハ位ハ位ハ
ハ上ハの位牌ハ位ハ位ハ位ハ位ハ位ハ位ハ位ハ
ハの位ハ不ハ意ハ位ハ位ハ位ハ位ハ位ハ位ハ
牌ハ方ハ切ハ上ハの中ハ位ハ位ハ位ハ位ハ位ハ
ハ名ハ位ハ名ハ名ハ名ハ名ハ位ハ位ハ位ハ位ハ
位ハ位ハ位ハ位ハ位ハ位ハ位ハ位ハ位ハ位ハ
ハの中ハ位ハ位ハ位ハ位ハ位ハ位ハ位ハ位ハ
ハ礼ハ位ハ位ハ位ハ位ハ位ハ位ハ位ハ位ハ
ハ位ハ位ハ位ハ位ハ位ハ位ハ位ハ位ハ位ハ

ぐ学問のたるべし

香くゆり

一 五常家より草するより香炉と名をなせるそうぎれとなるゆえ
そうそうあくまで清とくふてこれを名付より面とうせ書と
一 香本の名六十一種と始しし月なみくむうらそれく
よみ付うよるり
一 組香へ 十炷香 宇治山香 小倉香 小家香
競る香 矢数香 名所香 花月香 源氏香
毘理香 色と十種香とくふるりけ外ふくの組香あり
しらべ山十組とうしるる色べ外に方よそて歩さる
一 香の五常へ中ゝ先ゝよ法とはうひ名付より白ひみゝとの
と色色とべし新ふるもを拾ぬものゝ

一 香盆くゝゆうへ長盆ふくるべ中よ立方よ書物方よ香
箱ふるり丸盆ふるべ立へくゝ合せどして三ふるふならぬ
ゆうよへ始うべし
一 香の流義へ志野流の一流のゝふるり伝承の家へ世よ多くし
て系門三方ふ常伝へ宗伝強ふる伝くゝ方の流義とふる
立ふ色ふるかゝ記よ和ふる稼じゝ系門流とひ伝くふる志
野三宗方ふ宗伝へ東山殿の法家人のひあて三条西門大臣
の法門人のゝし山大臣実澄公へ世よ志野ふ澄公よ方ふ申達
伝へふるるるる
一 焼物へ香本ふるも用ふるゝ
一 魚香匂ひ袋ゝへ三月初日ふる八月中ふる用ふる
ひ季ゝふ小用ゆゝへどを夏ふる変ふる九月初ふる

只用ゆるさへ香のうへ行きも京紙より第く第用と
ゆんを和ゆでみを多へ多書多へたるのん
一懐中の香包に武いうゝ切をくとめよ紙をく用うるゆゆ
歯代へ切をくゝ強をぬみゝく表うと或へ切り物ゆゝみを
もうゆゆ好よ使うとべゝ
一火乃をへ重紙ちんちうあゆく作り好ようゝべゝ　厚押
多さら　紙くゝゝ　香ゆゝ　火だゝ　第　火あら
あをと七ゆ乃をとゆうゝうへゆゆくみゝべゝ
一十種香第歯代ゝをみゝく作りん　第の形へやらうゝゝみく
ゆけゝへ大うゝ多金のうゝん　封強ゆゆうをへ角茶あをいゝ
をゝの多ゝ
一香要紙へ切をくゝ金紙うゝ　紙紙切をくよ本作鞠表裏

よゆへ不ゝ多の多と多ゝゝゆゆ
一香炉へ書碗の一をにと用めゝうゝゝのをのへをるゝ
用ゆんゝゝゝゝ歯時へ用ひうゆゆ

菓子くゆ

一茶湯の始りへ東山殿の頃ゝゝをゝゝの作茶或へ慶子
の作法宗ゆゆゆ

とうとく宮ゐ事或ハ三聖代武家代目あるいハ家
うと業とうふよハ主家ゝも格別のんをひゐ〜洗業あ
よゆふとれいゐ〜おゆをゝんゆあべ〜

一流義ゝゐ家くの名字あゆをゆてよ古をこと累とゐかなゐ
ひてゝゐゐごさゐをべ月給ゝゐ家をゝん
ごゝてゐんゆゝてゝゐゐ兵要困よんゆあべをゝていをゐよゆ
ゝゐふゝれのをゝくゐ〜又ハ家の接拶ゝゐ〜宮合ゐべし

一人よ業振舞ゝていゐ前ひゐよ行日時刻あをもゆゝく縁家い
ゆ〜ハ家ハをゆゐゝく前ゐよ前礼ゝく家ゐ前日礼又ゐく
日礼よ家ゐべ〜ゐをと前礼後礼ゝゐ〜ゐ

一家家ゐゐよハ移ゝ給家の日時刻とゐごゐ〜てゐハ宮
給合のゐよひゝおゐて洗ひ次家縁を使ぐゐ上礼ゝゐ

業門ハ〜ハ亜亭をハ業の名ゐゐ〜ゐひく結合の縁〜宮
和を約学ゝよ接拶〜ゝ仕縁年よ法ハ〜ハ亜亜ゐよハゐゐ
見合上家ゐゐをゝ宮法をゝひゝ力業よ前を紹宮
も名亜扱業のゐ宮ハ日よあゐをあゐゐのゐゐめゐのをゝ
ゐちゐゝ洗ゝゐひ門のゐゐひと家ゐ一面ん月ゝもゐ月
上ゐ宮家の名ゐの花ゐゐを月ゝく風呂の義約釜次よ風
呂のゐちをゝゝ仏の姉もゐゝくゝゝ者ゐ門よ次家上家の亜
よをゐゐ〜ゝ仏亜を上家の亜よゐをゝ亜〜ゐゐのを流
業家ゐゐ〜ゐ家の遠あゐべ〜扱仏亜をゝ前よ者ゐゝくゝ宮を
業亜日とあゐゝく業者よゐ亜ゐゐ上家ゐく接拶〜ゝ亜
ゐゐ次家よ接拶をあを一ゐ宮ハ礼亜よをゝあゐハ〜ゝそれ
ゐゐ亭を縁年〜門業ゐ扱ゐ答ゐ亜ゐゐ答とあゐゐくをゝ

と清ぐてく上方ゝの物くをくゝの器のてゝゆうりんくお意
よ接拶ゝ申さく物ゝてゝ器ゝ申すてゝ出香箱ゝ出香箱ゝ見ゝてゝたく
ゝ申ゝゝ或ハ出香箱ゝ出ゝとゝ申ゝゝゝ時ゝ人ゝ条抹ゝ申ゝの
なゝくゝくゝ出ゝとゝ表ゝゝ上ゝ申ゝ中ゝくゝ申ゝゝけゝてゝとゝ
くゝゝくゝゝゝゝ申ゝゝゝ上方ゝくゝ上方ゝくゝ清
とゝ上ゝ清ゝゝゝ人ゝゝゝゝゝゝゝ盃ゝゝゝゝ清湯ゝゝ
ゝゝゝゝゝ人ゝ清ゝ菓ゝくゝ清ゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝくゝ上方ゝくゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
お菓ゝ清ゝゝゝくゝ清ゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

物のゝくゝ清ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝくゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ菓ゝ
菓子ゝとゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

くらくいたすこと畧之

一 鍋の菓湯始たること伝とこめうと夜あることつく夜ぶん
菓夜とあるの菓又一説ところ伝の菓と伝あるこというん
伝説を生ずるのもとくあるゆう菓のでゝ

一 茶湯のもつとゆうい始し中ごろ後しうるん夜豆とのふ日
茶とうべし

一 結合のるよ紙硯あるでこと畧ゆしゝ抑ゝでうありまこ不
あをうべゝ一撰より記もるゝ

一 風呂いに月うる九月中あるう猶い十日うひゝくあるう

一 蠟ふい日まうるふ用うんに伝あるべし

一 菓湯の始ういゆ山殺のはとあるゆ記おいゆ系あよ伝ゆこを記ゆ
あゝせゝとあるう又志賀宗信義高ゆ号背梅 内義元種

松田長秀ゆ記ゆいむゝの教者ゝあるう又孫者子紹鷗子
ちゆこゝうる利休るよ伝くゝうる後利休の伝とゆくあくよ
をくあをひゝうる什流系ゆ茶湯者の指宗をゆ伝をこを紹鷗子
利休子の直家うる当代よいてふを茶湯者の指宗をゆく
つ又宗旦とこゝを代の宗をうる利休人利休
系生の強ゝ今ゆ千家ゝ上系ゆ伝系ゝ藪門家ゝ下系ゆ伝うる
ゆゝ上流下流あるのひるうゝゝゝゝ流系上下の系あるこ
ゝあるう古田織部又孫州流あるゝ什流ゝ
くゝ記ゆうをゝ家ゝ数ゝゝ流系ゆゝゝ系号
伝系ゆ系伝ゆゝむべゝゝを門ゆゝどゝゝく代の流系紹鷗
をうゆ記ゆゝあゝゝゝゝゝ代の系と畧と
寄ゆ あゝゝゝゝひゝあるゝれの系あるゝゝを用ゝいるこ

たばこ盆の事

一 日常は茶の後ばかりなれども臣下の者の儀式に又婚礼天皇の御ばこ盆に茶湯の式法の東山殿より始まりしものなり

鞠くり

一 鞠ばかりなれども大内わく御きりの法格あるべし武法右衛門尉家雑法家なり

事 天子より出家の家なるべし

一 掛け軸松の木出家の外宮殿上方

一 ほうこん家の出門より鞠場とゆるされたる外堂上方の法格は鞠ばかりなれども鶴の毛皮又ばかりの法の毛皮より次第とは出家の法門なり

ばかりの法をとりくぐんして礼義は背ぐるゆうよん法ぶ

金紙の外のほかゆり毎次第中くいろ文武上手もの手

を出格はゆるしなれども次第とは免なり

一 ゆるしなしの事

形の紙は五人の貴人の皇形四条人ばかりの人ばかり

ものなり

一 くりとくり

形の帯ばかりなれども形あり

一 鞠りん鞠いしゆう形ばかりなれども長のばかり又面ばかり又

ばくばくなる無言なるべし勢くなるべし

一 地下は出免く次第

物宿 白袴 庚子 水干 鷹家草 第二 袴黄色 袴褶
第三 神草 醤家草 第四 紫掛袴 第五
柳色黄袴 第六 紅裏 第七 玉出る于 第八 赤紫
第九 萌黄下袴 第十 布羅 第十一 紫裾濃 第十二 波海
第十三 指櫛

太の外紅の紬袴十骨名出安ことをいふ

紙こゝろ

一 小山敏東山敏の作こゝろ始ゆうこゝろ始ゆうこゝろ
ゆうこゝろゆうこゝろ山外ハ皆山家ゆうこゝろ

一 紙の舞ゆうこゝろ赤ものゆうこゝろ
紙の舞舞とこゝろ舞楽とうつゝ日常とゆうこゝろ楽
中と外舞楽のゆうこゝろ舞舞のうつゝろ舞とゆうこゝろ

一 平ゆうこゝろ仮ゆうこゝろ字も同ゆうこゝろ

一 舞舞ゆうこゝろ舞ゆうこゝろ
節ゆうこゝろ中ゆうこゝろ仕舞こゝろ
ゆうこゝろ舞紙ハ舞舞の色こゝ

一 狂言の流儀ハ 曇 大義 和泉

太二流の外ゆうこゝろ狂言の始ハ紙ゆうこゝろ和のゆうこゝろ義
よそひゆうこゝろ書こゝろ狂言師ゆうこゝろ始ゆうこゝろ来者

一 松囃こゝろハ正月の言葉ゆうこゝろ組紙こゝろ絶初ゆうこゝろ
上りゆうこゝろ下りゆうこゝろ

一 観世家よりゆうこゝろ今世ハゆうこゝろ
作こゝろ

花こゝろ

一 立花七ゆうこゝろ
立花こゝろハん 小ハん 添 傳流 扣 家色 ゆうこゝろ

りと揚いてとりて花は上より次第に月ぬきのゝ但夫紅葉の枝のうらみべし〜夏花はさとりてとりて

一 又一重しろい 菊 仙人 菊 紅葉 牡丹 山吹色

一 半紙の夏花紙ばくりて第五二陪

紙の物は紙作り第五二陪男ぶかぶくこゝろみを合

又一ぶかくもを折紙造りあさゆへよりて花ふりくゝ月せる

やうよりもの〜

一 生花は大なるの義或は大生こゝ先のやうなるものは七種を

五種を生くゝを折見るみくゝ招ぎ先うつくしくとぐさん

一 小符の無花生ぐよは一種二種もうつく生るゝ招じめあだ

こ清くゝ招べし〜又世よるぎへとつをとやうの生花こ合へ

とりの生花の教種めうちうり月色べをとかく生るうゝ

とくゝ合へとうゝ

一 合へぎくゝのやうりうく生るとれはあ〜らはよるを二枝

の第第第第第第第二本の花生ぎぶ下より生べ〜り

下の方より人の生る花あくべを後ふく上の方へつし方種

と清く下より悟好うりし生るくゝんうりの義と色

とれ家生るる花とあぎくゝ人るものゝり方を後術

世うべ〜とあべとれの宮より行とべ〜

一 花待うあぎのうの

家生るる花はちんうあぎゝ人の生るふはうれとあぎうりのゝ

花と生る方へくゝ第人より方生ることとれは養所花

二三種小刀花巾とそつくゝ中とのゝ花瓶はうさ所より落くゝ

と七八分より色くゝうくゝ生る後生るふ人さ〜そ西るやうり

あさ〳〵と出るべし

一 豊の年号後よ祝儀多の折は酒肴あざやかうるわしく生
花し又小年号菓の花ようつきく風雅
ものゝ生べし

一 夜の花よ新がうしのうるわしあるべし但色あくこと
色合のよし〳〵ものゝ花とべ一節よ生合あやうるとべし

服忌〳〵多

一 祖父 忌三十日 服百五十日
一 祖母 忌廿日 服九十日
一 父 忌五十日 服十三月
一 母 忌日数 服日数
一 伯父 忌二十日 服九十日
一 伯母 忌日数 服日数
一 兄弟 忌二十日 服九十日
一 従弟 忌五日 服七日
一 孫 忌七日 服二十日
一 甥姪 忌五日 服七日
一 聞忌の多色々あくよ祝るべき日より
五十日服十二月後ハ忌多生准しく知べし
一 継父 忌十日 服三十日
一 継母 忌日数 服日数
一 養父 忌二十日 服百五十日
一 養母 忌日数 服日数
右三象醫お養の〳〵祝い衣の赤祝の色あり

一七条よりあらざる小児は月忌ともの小忌振り　但主人日
沿ものゝ
又母七日外の親類へ主人より地
右當用の要ゞゝ事のめ委くいたすと畧と

猥くゝ

一産猥　又七日　母三十日
一流産　又三日　母七日
一地猥くゝ

一産不　三十日
一死不　三十日　但沐浴ゝ
一踏合　三日　但義礼のゝ合も同ゝ
右の通りあるべゝ

一地猥あるゝ神社の地も主人より
一振五日物ハ神社の地通あるべゝ
ゝゝゝゝ　左神巻あるべゝ
一於家門神の札ゝ焼物清浄ゝ上ふゝを振あるゝ
巻ゝゝゝ　月待日待の物ゝ

佛事くゝ

一古流ふゝ僧ゝ経を編法とゝ
家ふゝ僧と経とゝ
ゝゝ光ゝと佛ゝゝ

送事ゝ次第

人死去ゝ送の次第ゝ
死ゝ日ゝを七日めゝ僧と

二七日　三七日　四七日　三十五日　六七日　四十九日　百ヶ日
ひとつの逮夜くらう毎月時あるべし　百ヶ日の佛事
二夜三日と勤ゆべし　但元をのうるを送りの次第とらふ
一一周忌は一年は先づ第二夜三日の佛事あるべし　古老
年忌とこふなり
一去秋のひぐん日数のうちは先づ生ぶるてあるべ合沼お意ア
ゆべしの忌みべし　元を家の行を法く人の生涯のめうがつ
くい親の恩をとうとれぬ者　ゆ月法よ物でさうとうく
先祖ゆうら稱嫁とあくあるふすのくうるべくくあうのう
よ祇宝と出せば十信ふくくふうのう
一七年　十三年　十七年　二十五年　或は三十三年　五十年を
をを身の一生よりひ佛ゆうて偏よとがうべ五十年

うらは佛前ゆ無物と後ゆしくくて元俗のいうをさうふあく
ゆべしの五十年の佛ゆ之後よ日とあくくゆくく一族一家知識
のくくよ答意ゆしい格別のゆ仏家傷家いを法よ住ゆう
ゆべくあうれ信は宿坊の元居よ住をゆくく別礼要ゆべ
一五十年ゆくくは元ゆうくうがうるべくさうるべう百年
忌ゆ元ゆうの五十年月くくよ佛ゆ執行をゆくくのく
一毎月忌日くくよ逮夜ゆう当日の人おくは佛ゆ法ゆあうべ
一魂ゆうのゆ
元ゆうは十二月晦日ゆくあるくがうつの法ゆうの七月十五日よ
ゆうゆう家くゆ沼よ意くくく大切よ法ゆ元ゆうるべくゆう
十二月　元旦　晦日
一正月　一二月　如月　元文元年　去

一三月　生弥　弥生ともいふ　一四月　卯月　卯花月ともいふ
一五月　皐月　皐月ともいふ　一六月　水無月
一七月　文月　一八月　葉月
一九月　菊月　一十月　神無月　湯月ともいふ
一十一月　霜月　霜降月ともいふ　一十二月　極月　師走月ともいふ　痛月ともいふ

右のかずもあるべしとぞ古きと界と岩ちがひ
呉名月いとべうるどうのもんなるべし

諸後當用集巻之上終